

理事会規則

2010（平成 22）年 12 月 12 日 制定
2012（平成 24）年 12 月 9 日 改正
2015（平成 27）年 03 月 15 日 改正

（目的）

第 1 条 本規則は、一般社団法人日本リハビリテーション工学協会（以下、「当法人」という。）定款第 5 3 条により、本法人の理事会に必要な事項を定める。

（会長及び副会長の選任）

第 2 条 定款第 3 4 条第 2 号に定める会長及び副会長の選任は、理事会にて互選する。

2 会長候補が複数の場合は、無記名投票を実施する。

（理事の業務分掌事項）

第 3 条 定款第 3 5 条第 4 号に定める業務執行理事の業務は、以下の各号のとおりとする。

（1）総務（会員、規則、財務、会議、広報、渉外、他）

（2）事業（カンファレンス、協会誌、分科会、専門委員会、コンテスト、企画、国際、他）

2 担当人数については、業務の状況にあわせ、理事会にて決定する。

3 副会長が、業務執行理事を兼ねることは妨げない。また、その必要性に応じて業務執行理事でない理事をおくことができる。

（理事定数）

第 4 条 理事定数は業務の運用に従い、定款第 33 条第 1 項の定数内において理事会の決議によるものとする。

2 選挙に関する事項は理事会が決定する。

（委任）

第 5 条 理事会は、定款第 4 5 条第 2 項に定める重要な業務執行事項に該当せず、かつ各業務執行理事の分掌業務に関わる権限に属する軽易な事項の決定を、各業務執行理事に委任することができる。

2 各業務執行理事は、前項の規定により決定した事項を、理事会に報告しなければならない。

（議長）

第 6 条 定款第 4 8 条に定める議長として、会長に事故等による支障があるときに選出する議長は、理事の中から予め決められた代行順位に従い選出するものとする。

2 議長である理事に関わる議案については、自ら議長を務めることはできないものとする。この場合の議長は、前項の方法に従い、他の理事が議長を代行するものとする。

（決議）

第 7 条 定款第 4 9 条に定める理事会の決議は、原則として挙手によるものとする。

- 2 定款第45条第2項に定める重要な業務執行に関わる決議の際は、記名投票とする。

(決議の省略)

第8条 定款第50条に定める決議の省略対象となる、理事会の決議の目的である事項の提案、及び書面又は電磁的方法による議決権の行使は、以下の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 理事会が指定する、理事及び監事の全員が登録されているメーリングリストへの送信
- (2) 各理事及び監事が、事前に登録したFAX番号への送信
- (3) 報告もしくは提案すべき事項を記録した印刷物または電子メディア（CD-ROM等）の配達記録のある郵送

- 2 前項に該当する事案を提案した理事は、前項の規定により決定した事項を、直後に開催される理事会に報告しなければならない。

(報告の省略)

第9条 定款第51条に定める報告の省略対象となる、理事会に報告すべき事項の通知は、以下の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 理事会が指定する、理事及び監事の全員が登録されているメーリングリストへの送信
- (2) 各理事及び監事が、事前に登録したFAX番号への送信
- (3) 報告すべき事項を記録した印刷物または電子メディア（CD-ROM等）の配達記録のある郵送

(議事録)

第10条 定款第52条に定める議事録は、当法人の事務局によって作成するものとする。

- 2 議事録署名人は、議長その他、出席理事及び監事の中から2名が行うものとする。
- 3 議事録は、協会誌に掲載することで、会員へ周知を行う。

(本規則の改廃)

第11条 本規則の変更または追加には、理事会の承認を得なければならない。